

桜田八幡宮碑文について

會員 河野 茂

戸田の氏神である桜田八幡宮には、石碑が境内に二基と参道に二基計四基ある。本殿に向つて右に自然石の碑は、日清戦争（一八九四〜五）戦勝記念碑で戸田村の建立で、左に亀扶台上に立つ碑は戸田八幡廟碑で、文化十一年（一八一四）戸田村有志の建立である。参道にある自然石の碑は、日清戦争記念碑で湯野村の建立で、これより小さい碑は戊申の役記念で出征兵士の建立である。

八幡廟碑文

周州都濃郡戸田八幡廟碑（解説、西郷道胤先生）

自神武天皇定中州肇建人紀明天子相繼而立聲教被于四陲康衢之謡興矣。然而諸夷或有下漸其化者。應神天皇述脩考妣之德文昭而武烈光天之下自東蝦諸夷至新羅高麗靡不底貢來賓者。又徵王仁於百濟以教國人。則日域之天子有功於民者。皇德最盛矣哉。欽明天皇三十一年神始降于豐州宇佐郡。即造宇棲焉。號曰八幡神。從清和天皇創鳴鳩之峯為宇廟。至源賴義築宮於鶴之中。

皇。神德益彰靈威愈赫。祈則獲戰則勝。武弁之所宗祀而置。閭巷細民之衷亦莫不尊崇敬信焉。者。周州都濃郡戸田八幡神廟無詳何時所創也。在昔神降于邑。勅州刺史使祝史奉梁盛幣帛獻焉。命曰降神即定神戶田用供祠事。後更命于邑。文永九年以八郎勝成者補任公文職。其舊址尚存矣。貞和二年詔更改造左金吾光直尹焉。每歲以仲春暨仲冬上卯張梁。刺史莅祭神厨一取水於三許。曰桜水曰岡水曰柳水。記典具存。而尊鼎彝器備矣。今時以八月肆。祀家宗人在。事饗饗濯。靈酌。桜之水。亦惟式禮莫衍云爾。永正六年大内義興奉勅改營以移今所。天正十四年災。諸祭器與典章燒矣。而神戶田業已廢削極矣。於是堂宇不構。蓋不設。殆一百年。夫神豈不遠徙遷。延寶六年邑主令家有司更興營。而土人崇信之篤。望賽且水旱蝗蟲則祈焉。誠之所格。邑內終無凶荒之患也。烏乎鉅。天皇一千五百戴威靈顯赫于今。者何唯黃帝三百年神之德其盛矣哉。司祠橫田勝久慨其事之湮滅終有不傳。

者、欲^ス予^ヲ以^テ斷^ル任^ニ事^ヲ垂^テ于^レ后^ニ昆^ニ。予^素不^レ文^且生^也晚^也。未^レ及^ニ詳^ニ聞^ク其^興建^ノ所^ヲ、由^テ裁^テ採^ル撫^ル其^所存^ノ口^碑者^ヲ與^テ見^ル於^レ殘^ニ典^ニ者^ヲ、以^テ勒^ス于^レ石^ニ、繫^ス之^ヲ以^テ銘^ス、銘^曰、

文武天子、万邦之綱、恩^露無^外、威^振遐^方、
 德^明惟^明、厥^謨洋^洋、千^戴雖^變、周^海之^榜、
 神^降于^邑、錫^福除^殃、玉^帛粲^盛、以^祀以^將、
 俗^敦孝^友、民^力農^桑、黍^稷翼^翼、麻^麥穰^穰、
 嗟^萬斯^年、言^樂壽^康、

文化十一年歲次甲戌秋八月

長門講官兼國學導 山根 温謹撰

同藩 井上司純祥書

石碑の裏面に願主の氏名が記入してある。今から百六十七年前の戸田の住民の名がしのばれる。現在子孫が戸田に居住しているのは二軒である。(○印)

願主 ○竹内姓

- 中村茂平 林屋利七
- 港屋平右衛門 紙屋駒吉
- 中村善次 秦屋五千吉
- 同 民助 堺屋忠兵衛
- 渡辺新平 河村屋昶八
- 同 源之助 ○河村屋傳七

渡辺定平

中村屋嘉吉

足袋屋三十吉

紙屋弥吉

廣島屋總兵衛

八百屋吉兵衛

橋本屋伴藏

松屋清七

升屋伊助

紙屋直吉

牧屋新藏

万歳屋茂七

秦本屋和助

中村屋甚藏

廣島屋利助

吉野屋為吉

梅田屋秀菅

永田屋善六

林屋多三

千鳥屋兵助

川口屋佐助

小川屋升五郎

幡部屋永藏

三國屋喜八

戊申の役記念碑

宮の馬場の入口に自然石の碑がある。慶応三、四年(一八六七、八)討幕に参戦し、東北に遠征して勝ち、無事に凱旋した記念碑である。萩藩の重臣、堅田の部下として湯野、戸田の士が、氏神のお陰で無事であったと感謝のことは書いてある。

碑文(変体がな)

朝廷に叛ける人どもを討せ給ふ、官軍の先鋒に加りて、東

國の賊ども悉く平げて、此冬都に登りて報命申せる日、御階下に軍人等召集の雲居遙に御覽しつづ軍勞ねぎらはせ給ふ、大御光を拜奉れば、おのれと目もくれ、身もふるはれて、畏しなど申さむも、世のつねになむ、賤臣等が身のほどほどに勲を建て、肩気なき御仁恩を蒙れるも、朝夕祈りし産土神の守の御驗と彌尊くおぼゆるままに、共々議して鳥井に揚る新額は報賽のしるしにて、數にも足らぬ幣代ぬはしろにこそ。

明治元年十二月兵士達に代て、尾古重伴

(側面に) 石工 長峯亦吉

碑文の下に兵士の名が書いてある。

○田坂 耕造	菅原 義綱	福永 登一	源 有秋
足立寛太郎	越智 知勝	○河村市之介	源 忠行
福永 三男	源 猛	田畠近之進	源 貞行
○藏田 武熊	長谷部良實	○新莊安太郎	源 寛
下川 益人	源 量	○中村 祥助	源 景雲
戸沢九十九	平 重嗣	林 弥太郎	源 安貞
山縣 小祐	橘 栄福	吉田為之助	源 成清
大谷武太郎	源 猛夫	福田 謙吉	
滝原 練造	藤原 秀経	○田中 光藏	
山本 光造	源 利貞	○滝山 直藏	(○印は戸田)

八幡廟碑文注

注1 人紀—人たる者の守るべき道

注2 警教—おしえ

注3 四阪—隅々まで

注4 康衢—町の大通り

注5 諸夷—えびすども

注6 孝妣—亡父、亡母

注7 述脩—修に同じ

注8 日域—日本国

注9 鸚鳩—男山(古くは山の名) 石清水八幡宮

注10 武弁—武士

注11 宗祀—喜び祭る

注12 閭巷—村里

注13 蚩—おろかももの

注14 刺史—国守

注15 祝史—神官

注16 矣盛—神にそなえる盛りもの

注17 幣帛—ぬさ、進物

注18 尊鼎—宗廟に備えおく

注19 彝器—器具

注20 祀—祭る

注21 宗人—氏子

注22 壘洞—酒たる

注23 典章—おきて

注24 陵削—へらす

注25 蓋簠—きびをもち神にそなえる容器
(昭和五六年九月六日 例会発表)